

○証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）

改 正 案	現 行
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）</p> <p>第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p>
<p>四（略）</p>	